

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要建造物は、国宝や重要文化財など、文化財保護法に基づいて指定された建造物には適用されないことから分かるように（景観法第19条第3項）歴史的または芸術的価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の良好な景観形成の模範となる建造物や、市民に親しまれ、愛されている建造物なども指定の対象となります。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に望見でき、以下に示す項目のいずれかに該当する外観を有した建造物を、所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物に指定します。

登録有形文化財¹に登録されている建造物
 地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
 形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
 地域の良好な景観形成の規範となる建造物
 市民に親しまれ、愛されている建造物

1：登録有形文化財（建造物の登録基準）

築後50年を経過している建物で、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たすものが対象。

(1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

(2) 造形の規範となっているもの

(3) 再現することが容易でないもの

なお、平成19年1月31日現在で、市内には21カ所123件（うち、博物館明治村内59件）の建造物が登録されています。



<現在、登録有形文化財となっているもの（左から、本町・咸英の車山蔵、旧磯部邸、旧奥村邸）>

2. 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要樹木は、特別史跡名勝天然記念物など、文化財保護法に基づいて指定された樹木には適用されないことから分かるように（景観法第 28 条第 3 項） 学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。

このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木は指定の対象となります。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に望見でき、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、所有者の意見を聞いた上で景観重要樹木に指定します。

樹高や樹形が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
昔からの伝承などがあり、地域の歴史的・文化的な遺産としての価値があるもの

犬山市エコアップリーダー「巨樹巨木調査グループ」が、市内の巨樹・古木を調査し、厳選した 50 本の紹介をしている「犬山市の巨樹・古木 50 選」がある。



愛宕神社のクス



笑面寺のしだれ桜



妙感寺のヒガンザクラ



専念寺の大楠

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

景観は、建築物や工作物だけで構成されているものではなく、さまざまな資源が相互に関連し合い、形成されるものです。その中で屋外広告物は、見る者に強い印象を残すことを目的として設置されるもので、特に趣のある歴史的なまちなみなどでは、景観を大きく左右するものになります。

このため、景観上大きな影響力を持つ屋外広告物に対しても、表示・掲出する物件の設置に関する行為の制限などについて定めるものとします。

行為の制限などに関して、全市的には、市民の暮らしの場を魅力的な地域としていくために、地域の自然や歴史、まちなみなどの状況に配慮して、適切な表示面積、色彩などに関する規制・誘導を行っていくことを基本とします。

その中で、特に「犬山城周辺地域-城下町ゾーン」と「犬山城周辺地域-駅西・商業ゾーン」は、犬山のランドマークである国宝犬山城とその城下町の歴史的な趣を大切に保全していくこと、また、国宝犬山城への玄関口に相応しいにぎわいと活気、品格を創り出していくために、屋外広告物の積極的な規制・誘導を行います。

1. 犬山城周辺地域-城下町ゾーン

町家や寺院などの歴史的な意匠・形態を残す建築物が多く集まる城下町を対象に、国宝犬山城の眺望を守り、引き立てていくため、このゾーンでの屋外広告物の表示・掲出に関する制限を設けます。

このゾーンでは、表示面積は、観光客などがまちなみを散策する場合に必要な最小限の大きさに抑えたものとします。また、表示される色彩は、ゾーン内の歴史的な形態・意匠を持つ建築物の外壁や塀の色などに調和するよう低彩度のものを用いるものとします。さらに、設置位置に関しては、まちなみの連続性や国宝犬山城の眺望に配慮して、軒下への設置を促すとともに、屋上広告物の設置を禁止するなどの基準を設けるものとします。

2. 犬山城周辺地域-駅西・商業ゾーン

犬山の主要な玄関口である名鉄犬山駅と犬山口駅周辺の地域を対象に、にぎわいと活気を創出しながら、国宝犬山城と城下町への玄関口としての品格を形成していくため、このゾーンでの屋外広告物の表示・掲出に関する制限を設けます。

このゾーンでは、表示面積を、設置する建築物の規模やまちなみとの調和に配慮して必要最小限のものに抑えたものとします。また、表示される色彩は、低彩度で品格を感じるものに誘導するものとします。さらに、設置位置に関しては、まちなみとの調和に配慮して、周囲のまちなみ景観を遮るような場所に設置されることのないよう基準を設けるものとします。

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

美しく魅力ある景観形成を効果的に進めていくためには、行政が公共施設の整備などで景観に対する取組みを先導的に行い、民間の建築などに対して模範となることが重要です。

このため犬山市では、次に掲げる景観重要公共施設(空間)を対象に整備方針を定め、関係諸機関との連携により魅力的な景観形成に取り組んでいくものとします。

なお、ここで定義する景観重要公共施設は「第2章 景観形成の基本的な方針」「4.骨格をつくる景観形成方針」に示した道路、河川のうち、以下を対象とします。

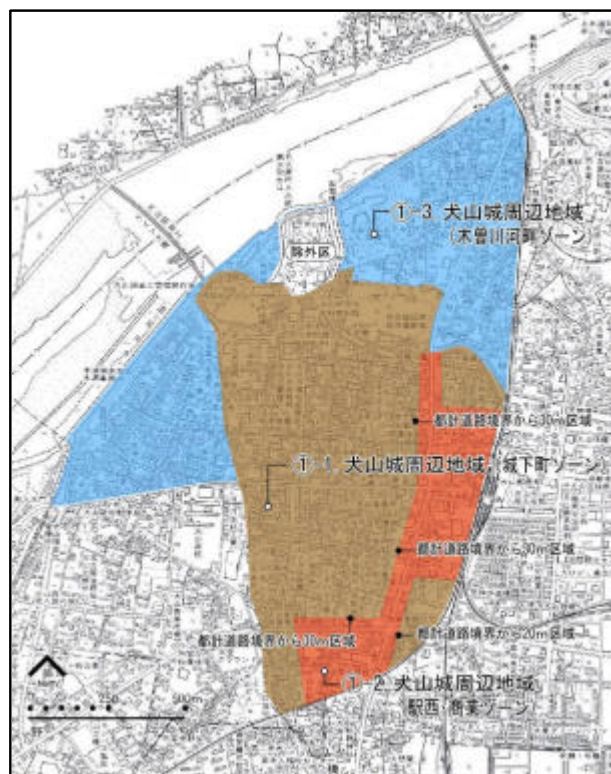
1.道路

(1)城下町ゾーン及び駅西・商業ゾーン¹内の道路

整備方針

城下町ゾーンと駅西・商業ゾーン(いずれも犬山城周辺地域)内の道路は、国宝犬山城の城下町を構成するとともに、名鉄犬山駅などから国宝犬山城に向かう際の観光導線となっています。

このため、これらのゾーンの道路の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な道路空間としていきます。



歩行者の安全性と快適性に配慮しつつ、歴史的なまちなみと調和した構造や仕上げとする。交通安全施設を設ける場合は、犬山城下町の歴史的なまちなみに調和するよう茶系の色とする。

本町通線と新町線は、無電柱化を進める。

本町通線と新町線は、歴史的なまちなみと調和した美装化を行う。

主要地方道春日井各務原線の犬山駅西交差点から東専正寺町交差点までの区間は、無電柱化を進める。

¹「城下町ゾーン及び駅西・商業ゾーン」:景観計画区域を構成する「犬山城周辺地域」内のゾーン。

(2) 国道 41 号

整備方針

国道 41 号は、名古屋市と富山市を結ぶ幹線道路で、交通量も多いことから、犬山のイメージを内外に印象づける最も重要な道路の一つです。田園や住宅地などが広がる沿道には、近年、幹線道路沿いの商業施設や派手な屋外広告物が目立つことから、国宝犬山城に代表される歴史・文化や、木曽川、東部丘陵に代表される自然との調和を形成していくことが求められます。

このため、国道 41 号の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な道路空間としていきます。

道路整備等を行う際には、周辺の自然環境や歴史等の本市が有する景観特性との調和に配慮する。なお、防護柵の設置にあたっては、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を参考に、景観に配慮することとする。

2. 河川

(1) 木曽川

整備方針

木曽川は、清らかな水の流れと岸辺の緑、国宝犬山城の風光明媚な眺めが相まって、雄大な河川景観を形成しています。特に国宝犬山城周辺は、国指定文化財の名勝に指定され、また、国定公園にも指定されていることから、自然景観が比較的良好な状態で保たれており、今後もこうした良好な景観を維持していくことが求められます。

このため、木曽川の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な河川空間としていきます。



河川整備などを行う際は、周囲の自然景観や歴史などの本市が有する景観特性との調和に配慮する。

(2)五条川、新郷瀬川

整備方針

五条川、新郷瀬川ともに市街地などを流れ、地域住民の散歩コースとして利用されています。特に、春には堤防沿いの桜が満開となり、四季の移り変わりを楽しめる河川として多くの市民に親しまれていることから、今後もこうした身近に楽しめる自然景観を保全していくことが求められます。

このため、五条川と新郷瀬川の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な河川空間としていきます。



河川整備などを行う際は、周囲の自然景観や歴史などの本市が有する景観特性との調和に配慮する。

(3)郷瀬川

整備方針

郷瀬川は田園や市街地を流れ、国宝犬山城の堀を經由して木曾川へ流れる河川です。特に国宝犬山城の堀に位置する部分は、春には桜が咲き、国宝犬山城への観光と合わせて大勢の観光客でにぎわうことから、今後も、城を中心として歴史的な趣の感じられる河川として、景観を保全していくことが求められます。

このため、郷瀬川の整備に関しては、以下の事柄を位置づけ、より魅力的な河川空間としていきます。



河川整備などを行う際は、周囲の自然景観や歴史などの本市が有する景観特性との調和に配慮する。

第7章 景観形成の推進

ここでは、美しい景観づくりを総合的、持続的に推進していく際の組織などについて整理します。

1. 景観協議会（景観法第15条）

良好な景観の形成を持続的に推進していくためには、景観づくりに関わりを持つ団体や機関、各種施設の所有者や管理者など、異なる利害関係者間による相互理解と協力が不可欠ですが、景観法第15条には、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うための「景観協議会」に関する事項が定められています。

景観協議会は、景観形成に関わりを持つさまざまな立場の者が、地域の景観形成に係る共通の課題について協議・調整を行うことを目的に、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者、景観整備機構で組織するものです。なお、必要に応じて、景観協議会に関係行政機関や観光、商工、農林漁業関係団体、電気事業、電気通信事業や鉄道事業などの公益事業を営む者、さらには住民などを加え、良好な景観の形成のための活動に参画し、幅広い内容について協議できるものとしています。

この景観協議会を活用して、例えば、景観重要公共施設に位置づけた道路とその周辺地域（例えば、鉄道駅周辺を含む地域など）において一体的な景観形成を進めていこうとした場合に、景観行政団体、道路管理者、鉄道やバス事業者、商店街振興組合、商工会議所、地域住民などが、良好な景観の形成のために具体的な協議・検討を行うことができます。

このため、特に重要な公共施設の整備などにあたっては、この制度を活用し、良好な景観の形成への取組みを進めていくものとします。

（景観協議会）

第15条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第92条第1項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第1項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

2.木曽川景観協議会

木曽川中流域は、「名勝木曽川」として国の文化財に指定されているように、日本でも有数の景勝地となっています。特に犬山市と各務原市が接する区域は、川幅が狭くなっている上に、川に面して市街地が接近しているため、木曽川を挟んで互いの対岸(市域)を眺める位置関係にあります。

しかし、近年名勝木曽川の範囲を含めた区域での宅地開発や、国宝犬山城の対岸での高層マンション建設などが進み、河川を中心とした自然景観との調和という観点から見ると、今後さらに良好な景観が損なわれることが懸念されます。

そうした状況の中、平成 17 年 8 月に、共に景観行政団体である犬山市と各務原市は、木曽川中流域の河川と河川沿いの市街地について良好な景観の保全と創造を図るため、“県”という枠を越えて連携し、木曽川景観基本計画の策定と当該計画に係る事業などを行うことを目的に「木曽川景観協議会」を設立しました。

この協議会では、上記の目的にのっとり、平成 18 年 3 月に両市が連携を図りながら一体となり、木曽川と沿川市街地を対象とした景観施策を展開し、木曽川景観の保全と創造を進めるための方針などを記した「木曽川景観基本計画」を策定しました。

今後、この協議会は、景観法第 15 条に基づく「景観協議会」に移行し、木曽川と沿川市街地での景観形成に対しては、関係者の協議会への参画により協議を行い、各種の取組みを進めていくものとします。

3.犬山市景観審議会

「犬山市景観計画」において市全域を景観計画区域としていること、また、市内の各地域に見られる景観要素は自然、歴史、生活・産業のそれぞれの視点に伴って多種多様であることなどから、景観の検討を行う対象は広範多岐に渡っています。

このため、景観重要建造物の指定や景観計画の変更に関する事柄など、市全域を捉えて美しい景観づくりを総合的かつ計画的に推進する組織として、景観条例の制定にあわせて「犬山市景観審議会」を設置します。